

令和8年4月第199回定例 農業委員会総会議事録

令和8年4月10日(金)

3階 特別会議室1

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第784号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題785号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第786号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第478号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第479号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第480号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。
それでは早速ですが定刻となりましたので、令和8年4月第199回定例総会の開会をお願い致します。
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。
- 議長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。
本日の現在出席委員 23名、遅参の届出 1名(15番●●●●委員)より、会議規則第4条第2項による遅参の届出がでております。
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、4月総会が成立していることを報告いたします。
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和8年4月第199回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
1番●●●●委員
2番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしく申し上げます。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第 784 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
- 事務局 議第784号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年4月10日提出、近江八幡市農業委員会

会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、古川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積306㎡、世帯の経営面積、渡人6.0アール、受人2.4アールで今回の申請面積を合わせますと5.5アールとなります。渡人につきましては、古川町●●番地、●●●●、受人につきましては、古川町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、耕作便利ということで隣接する農地と一体利用されます。

番号2、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積42㎡、世帯の経営面積、渡人155.6アール、受人2.5アールで今回の申請面積を合わせますと2.9アールとなります。渡人につきましては、日吉野町●●番地●、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡人につきましては、耕作不便、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

番号3、土地の所在地、西本郷町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,280㎡、同じく西本郷町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,076㎡、野田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,245㎡、世帯の経営面積、渡人57.1アール、受人57.1アールで同一世帯であるため経営面積に変更はありません。渡人につきましては、西本郷町●●番地、●●●●●、受人につきましては、西本郷町●●番地、●●●●●、契約内容は親子間の贈与、譲渡理由につきましては、高齢のため、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積122㎡、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積356㎡、世帯の経営面積、渡人5.7アール、受人278.4アールで今回の申請面積を合わせますと283.2アールとなります。渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大、隣接農地と一体利用ということで、西宿町の細かい畑が集まっている一体を●●さんが購入をされていて栗園をされるという申請でございまして、先般の農地部会で栗の進捗具合はどうなっているかということで委員の皆様から質問がござ

いましたので、●●さんに確認をさせていただきました。昨日から作業を始められております。草刈りや雑木の処理をされておまして、こちらについては画面に写真を出させていただきます。昨日から草刈り、雑木処理を始められまして、この後整地、転圧をされて今月中には植え付けをされるということで伺っています。栗の本数に関しては50本栽培されるということで計画をいただいております。

番号5、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積618㎡、同じく安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積824㎡、安土町下豊浦●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積191㎡、世帯の経営面積、渡人19.6アール、受人168.2アールで今回の申請面積を合わせますと184.5アールとなります。渡人につきましては、東京都文京区千石●丁目●●番●●●●号、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、従来より耕作でございます。

番号6、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積29㎡、世帯の経営面積、渡人0.3アール、受人4.5アールで今回の申請面積を合わせますと4.8アールとなります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望で自宅の隣で家庭菜園をされます。

番号7、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積178㎡、世帯の経営面積、渡人4.8アール、受人0アールで今回の申請面積1.8アールとなります。渡人につきましては、西庄町●●番地●、●●●●、受人につきましては、玉木町●丁目●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3

条3項)に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員 (特になしの声)

議長 (特に補足説明もないようですので、)皆様にお伺いします。
質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 784 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第 785 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 786 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第785号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年4月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、田、現

況地目、宅地、申請面積99㎡、申請人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、申請地は、日吉野町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、車庫兼倉庫で、現地は昭和55年頃に造成され、倉庫等として利用されていました。今回、農地法第3条を申請するにあたり、当該地が転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積1,034㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積14㎡、申請人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、一般住宅及び倉庫で、現地は昭和40年頃に造成され、住宅・倉庫として既に利用されています。今回、住宅を新築するにあたり土地を調べたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第786号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年4月10日提出、近江八幡市農業員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積858㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、山林、現況地目、田、申請面積792㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、原野、現況地目、田、申請面積458㎡、渡人につきましては、未広町●●番地、●●●●、受人につきましては、西生来町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長光寺町地先の農地で、近江鉄道平田駅からおおむね650m程度の距離にあり、周辺の状態から見て市街地化することが見込まれることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。

た。契約内容は売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請地南東の受人の資材置場が手狭となったことから、隣接に拡張され、一体利用されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 785 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 786 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、18番●●●●委員、よろしく願います。

委 員

3月31日に、議第 785 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第786号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、8番●●●●副会長、14番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

全て、てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。番号1の案件です。

隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、隣接の資材置場と同様に地下浸透で処理されることから、周辺農地への影響は無いと考えます。

第4条許可申請2件、第5条許可申請1件、計3件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員	(特になしの声)
議長	質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議長	それでは、次に報告第 478 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 479 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 480 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第478号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和8年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、縄手町中●●番、畑、115㎡、八幡町●●番●、畑、195㎡、八幡町●●番●、畑、49㎡、八幡町●●番、畑、109㎡、受理日及び受理番号、令和8年3月27日、409番、届出人につきましては、縄手町末●●番地、●●●●、理由につきましては、住宅用地でございます。 続きまして、報告第479号、農地法第5条第1項の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和8年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、上野町●●番、山林、農地台帳では現況が畑で登録されています。363㎡、受理日及び受理番号、令和8年3月17日、515番、渡人につきましては、福井県南条郡南

越前町牧谷●●号●番地の●●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第480号、その他の専決報告について、次のとおり報告する。令和8年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、今回は全て賃貸借契約解除で11件ございました。主に耕作者の変更に伴う解約です。

2、農地法施行規則第53条第1項第12号、電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合に基づく協議について、目的については、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔、支持物立替のための進入路の一時転用でございます。契約内容は賃貸借、番号1、安養寺町●●番の一部、田、2,913㎡の内1,249.97㎡、貸人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、借人につきましては、大津市におの浜●一●一●●、●●●●株式会社、滋賀本部、本部長、●●●●、番号2、安土町石寺●●番●、畑、505㎡、貸人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、代表役員、●●●●、借人につきましては、大津市におの浜●一●一●●、●●●●株式会社、滋賀本部、本部長、●●●●でございます。

3、公共工事における一時転用について、こちらについては、国、県、指定市町村が行う事業、学校、社会福祉施設、病院、庁舎を除くについては、許可不要となりますが、協議をいただいております。

今回は、武佐老蘇線連絡道路整備事業における農地の一時転用について、協議者、近江八幡市都市整備部土木課長、協議地につきましては、西生来町●●番●、田、1,057㎡、目的、道路整備における表土の仮置きで、期間については、令和8年3月から令和9年3月まででございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第478号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第479号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及

び、報告第 480 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 199 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前10時5分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員